

神戸市延長保育事業運営費補助等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市延長保育事業実施要綱に基づく延長保育事業の充実を図るため、民間の延長保育事業を実施する認定こども園、保育所（園）、小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業（以下「保育所等」という。）に対する補助金の交付等について、神戸市補助金交付規則（平成27年3月神戸市規則第38号）に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(延長保育事業運営費補助金)

第2条 市長は、神戸市延長保育事業指定保育所等（以下「指定保育所等」という。）に対し、別表1に定める算式により算定した延長保育事業運営費補助金を交付する。

(延長保育事業運営費補助金の申請)

第3条 指定保育所等は、前条の補助金を受けようとするときは、「延長保育事業運営費補助金交付申請書」（様式第1号）を市長に提出するものとする。

(延長保育事業運営費補助金の交付決定)

第4条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適當と認めたときは、予算の範囲内において「延長保育事業運営費補助金交付決定通知書」（様式第2号）を指定保育所等に交付する。

- 2 市長は、補助金交付決定に当たり、必要な条件を付すことができる。
- 3 市長は、前項の交付決定通知を行った場合、補助金申請額と交付決定金額が同額であるときは、会計規則第42条に規定する請求書の提出を省略し、速やかに補助金を申請者に支払うものとする。

(延長保育事業運営費補助金の交付)

第5条 市長は、前条の申請書を受理したときは、補助金を上半期及び下半期に分けて交付する。

- 2 前項の交付は、原則として上半期、下半期それぞれ交付決定額の半額を実施するものとする。
ただし、上半期の実績が別表1の補助要件を満たさない場合は以下のとおりとする。

(1) 保育標準時間外延長の場合

- ア 延長時間区分30分については交付しない。
- イ 延長時間区分1時間又は2時間については、延長時間区分30分の補助額を交付する。

ただし、この場合において延長時間30分の補助要件も満たさない場合は、本号アのとおりとする。

(2) 保育標準時間内延長の場合

交付しない。

(保育教諭等の数)

第6条 指定保育所等は、延長保育事業に従事する職員（保育教諭、保育士、家庭的保育者及び家庭的保育補助者）を以下の基準により配置するものとする。なお、配置する職員の数（以下「基準配置」という。）は、乳児3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児20人につき1人以上、満4歳以上の幼児30人に1人以上とする。

(1) 認定こども園、保育所（園）

基準配置により配置すること。ただし、実施場所1につき2名を下ることはできない。
なお、開所時間内における「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特定利用地域型保育、特定地域型保育及び特別保育に要する費用の額の算定に関する基準等」（平成27年内閣府告示第49号。以下「告示」という。）第1条第44号ロに定める短時間認定を受けた児童（以下「短時間認定児」という。）の延長保育について、告示第1条第44号イに定める標準時間認定を受けた児童（以下「標準時間認定児」という。）を保育する職員の支援を受けられる場合には、1人で保育ができる乳幼児数の範囲内において、配置を1人とすることができます。

(2) 小規模保育事業（A型）

基準配置により保育士を配置すること。

(3) 事業所内保育事業（定員20人以上）

基準配置により配置すること。ただし、実施場所1につき2名を下ることはできない。
なお、開所時間内における短時間認定児の延長保育について、標準時間認定児を保育する職員の支援を受けられる場合には、1人で保育ができる乳幼児数の範囲内において、配置を1人とすることができます。

(4) 事業所内保育事業（定員19人以下・A型）

基準配置により保育士を配置すること。

(5) 家庭的保育事業（定員4名以上）

家庭的保育者及び家庭的保育補助者を配置すること。

(6) 家庭的保育事業（定員3名以下）

家庭的保育者を配置すること。

(施行の細則)

第7条 この要綱の施行について必要な事項は、主管局長が定める。

附 則

(施行の期日)

1 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

（「民間保育所延長保育運営費補助等に関する要綱」の廃止）

2 昭和59年4月1日施行の「民間保育所延長保育運営費補助等に関する要綱」については廃止する。

附 則

この要綱は、平成10年2月26日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年3月30日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年3月28日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年3月30日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年2月25日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年3月10日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年3月10日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年8月18日から施行し、平成26年4月1日より適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年9月4日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年11月6日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年1月21日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年10月26日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月27日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年9月5日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年2月13日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年11月21日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表1（第2条関係）

延長保育事業運営費補助金の算定方法等

1 保育標準時間外延長にかかる補助

(1) 補助金額（1事業当たり年額）

ア 認定こども園及び保育所（園）

延長時間区分	補助額	補助要件
30分	600,000円	1日当たり年間平均対象児童が1人以上いること
1時間	1,760,000円	1日当たり年間平均対象児童が3人以上いること
2時間	2,761,000円	1日当たり年間平均対象児童が3人以上いること

イ 小規模保育事業

延長時間区分	補助額	補助要件
30分	600,000円	1日当たり年間平均対象児童が1人以上いること
1時間	1,422,000円	1日当たり年間平均対象児童が2人以上いること
2時間	1,760,000円	1日当たり年間平均対象児童が1人以上いること

ウ 事業所内保育事業（定員19人以下）

延長時間区分	補助額	補助要件
30分	552,000円	1日当たり年間平均対象児童が1人以上いること
1時間	1,308,000円	1日当たり年間平均対象児童が2人以上いること
2時間	1,619,000円	1日当たり年間平均対象児童が1人以上いること

エ 事業所内保育事業（定員20人以上）

延長時間区分	補助額	補助要件
30分	552,000円	1日当たり年間平均対象児童が1人以上いること
1時間	1,619,000円	1日当たり年間平均対象児童が6人以上いること
2時間	2,540,000円	1日当たり年間平均対象児童が3人以上いること

オ 家庭的保育事業

延長時間区分	補助額		補助要件
	定員4人以上	定員3人以下	
30分	314,000円	161,000円	1日当たり年間平均対象児童が1人以上いること
1時間	627,000円	321,000円	1日当たり年間平均対象児童が2人以上いること
2時間	1,122,000円	587,000円	1日当たり年間平均対象児童が1人以上いること

(2) 補助要件を満たさない場合の取り扱い

(1) ア～オの各延長時間区分において補助要件を満たさない場合、直近のより短かい時間の延長時間区分の補助要件に該当する場合は、その延長時間区分の補助金を交付する。

2 保育標準時間内延長にかかる補助

(1) 補助金額（在園児童1人当たり年額）

ア 認定こども園及び保育所（園）

延長時間区分	補助単価	補助要件
1時間	21,200円	1日当たり年間平均対象児童が1人以上いること
2時間	42,400円	1日当たり年間平均対象児童が1人以上いること
3時間	63,600円	1日当たり年間平均対象児童が1人以上いること

イ 小規模保育事業

延長時間区分	補助単価	補助要件
1時間	14,000円	1日当たり年間平均対象児童が1人以上いること
2時間	28,000円	1日当たり年間平均対象児童が1人以上いること
3時間	42,000円	1日当たり年間平均対象児童が1人以上いること

ウ 事業所内保育事業

延長時間区分	補助単価		補助要件
	定員20人以上	定員19人以下	
1時間	21,200円	12,900円	1日当たり年間平均対象児童が1人以上いること
2時間	42,400円	25,800円	1日当たり年間平均対象児童が1人以上いること
3時間	63,600円	38,700円	1日当たり年間平均対象児童が1人以上いること

エ 家庭的保育事業

延長時間区分	補助単価	補助要件
1時間	88,600円	1日当たり年間平均対象児童が1人以上いること
2時間	177,200円	1日当たり年間平均対象児童が1人以上いること
3時間	265,800円	1日当たり年間平均対象児童が1人以上いること

(2) 補助金の算定

(1) ア～エの各延長時間区分において、該当する単価に保育短時間認定の年間平均在園児童数（小数点第1位四捨五入）を乗じた額とする。

(3) 補助要件を満たさない場合の取り扱い

(1) ア～エの各延長時間区分において補助要件を満たさない場合、直近のより短かい時間の延長時間区分の補助要件に該当する場合は、その延長時間区分の補助金を交付する。

3 神戸市延長保育事業の利用軽減額（保育標準時間外延長のみ）

	A階層	B階層
30分延長利用	2,500円	2,500円
1時間延長利用	4,500円	4,500円
2時間延長利用	7,500円	7,500円